

交付図書の訂正について

令和5年8月4日付けで入札公告を行った「秋田自動車道 黒沢トンネル工事」に係る交付図書に一部誤りがあったため、別添のとおり訂正します。

なお、訂正した交付図書は、競争参加資格申請者に送付致します。

令和5年9月13日

契約責任者

東日本高速道路株式会社

東北支社長 田仲 博幸

【訂正内容】

- ・ 特記仕様書
- ・ 設計図
- ・ 割掛対象表参考内訳書

※訂正箇所は、別添「正誤表」をご確認ください。

秋 田 自 動 車 道
黒 沢 ト ン ネ ル 工 事
交 付 図 書 正 誤 表

令和 5年 9月

東日本高速道路株式会社 東北支社
横手工事事務所

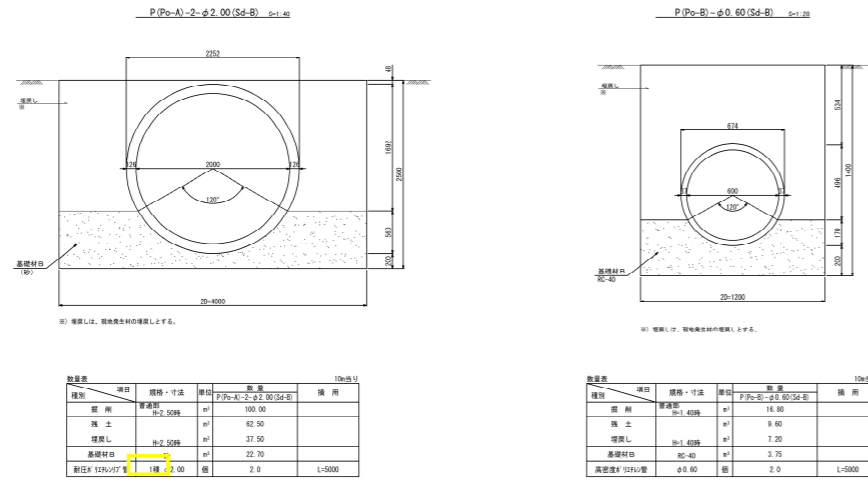
対象	誤	正	備考																		
特記仕様書 3頁 6. 配置技術者について 6-1 配置技術者の経験	<p>4-7 虚偽申告 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び競争参加資格停止等の措置を行う場合がある。</p> <p>4-8 疑義 疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。</p> <p>5. 材料調達に伴う変更</p> <p>5-1 対象となる資材等 骨材、仮設材（鋼材）については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当初調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に材料調達変更計画書（様式-4）を監督員に提出のうえ協議するものとする。また、協議の結果、監督員が必要と認めて当初調達地域以外からの調達を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、当該地区からの調達完了後、購入費用及び輸送費等に要した費用の証明書類（実際の取引伝票等）を添付した材料調達実績報告書（様式-5）を監督員に提出し、その費用については監督員と受注者との協議により定めるものとする。なお、受注者の都合により調達した資材は協議対象としないものとする。</p> <table border="1" data-bbox="641 877 1386 1115"> <thead> <tr> <th>資材名</th> <th>規格</th> <th>調達地域等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>骨材等</td> <td>砕石 再生砕石 山砂、岩ずり</td> <td>秋田県横手地区</td> </tr> <tr> <td>仮設材（鋼材）</td> <td>鋼製覆工板 形鋼、平鋼、鋼板類 土留鋼矢板、敷鉄板</td> <td>秋田県</td> </tr> </tbody> </table> <p>5-2 虚偽申告 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び競争参加資格停止等の措置を行う場合がある。</p> <p>6. 配置技術者について</p> <p>6-1 配置技術者の経験 現場代理人、主任技術者、監理技術者のうち、いずれかの者が平成20年度以降に元請として完成及び引渡が完了した下記の工事経験を有すること。（共同企業体の構成員としての工事経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。） ・NATM工法により施工したトンネル工事</p> <p>6-2 配置技術者の要件 共通仕様書1-7-3「現場代理人等の配置」（3）1の「特記仕様書で規定する内容」は「建設業法の許可業種（土木工事業）に係る資格を有するもの」とする。</p>	資材名	規格	調達地域等	骨材等	砕石 再生砕石 山砂、岩ずり	秋田県横手地区	仮設材（鋼材）	鋼製覆工板 形鋼、平鋼、鋼板類 土留鋼矢板、敷鉄板	秋田県	<p>4-7 虚偽申告 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び競争参加資格停止等の措置を行う場合がある。</p> <p>4-8 疑義 疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。</p> <p>5. 材料調達に伴う変更</p> <p>5-1 対象となる資材等 骨材、仮設材（鋼材）については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当初調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に材料調達変更計画書（様式-4）を監督員に提出のうえ協議するものとする。また、協議の結果、監督員が必要と認めて当初調達地域以外からの調達を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、当該地区からの調達完了後、購入費用及び輸送費等に要した費用の証明書類（実際の取引伝票等）を添付した材料調達実績報告書（様式-5）を監督員に提出し、その費用については監督員と受注者との協議により定めるものとする。なお、受注者の都合により調達した資材は協議対象としないものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1792 865 2540 1102"> <thead> <tr> <th>資材名</th> <th>規格</th> <th>調達地域等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>骨材等</td> <td>砕石 再生砕石 山砂、岩ずり</td> <td>秋田県横手地区</td> </tr> <tr> <td>仮設材（鋼材）</td> <td>鋼製覆工板 形鋼、平鋼、鋼板類 土留鋼矢板、敷鉄板</td> <td>秋田県</td> </tr> </tbody> </table> <p>5-2 虚偽申告 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び競争参加資格停止等の措置を行う場合がある。</p> <p>6. 配置技術者について</p> <p>6-1 配置技術者の経験 現場代理人、主任技術者、監理技術者のうち、いずれかの者が平成20年度以降に元請として完成及び引渡が完了した下記の工事経験を有すること。（共同企業体の構成員としての工事経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。） ・NATM工法により施工したトンネル工事 なお、特定JVの場合は構成員のうち、1者の技術者が工事経験を有すれば良い</p> <p>6-2 配置技術者の要件 共通仕様書1-7-3「現場代理人等の配置」（3）1の「特記仕様書で規定する内容」は「建設業法の許可業種（土木工事業）に係る資格を有するもの」とする。</p>	資材名	規格	調達地域等	骨材等	砕石 再生砕石 山砂、岩ずり	秋田県横手地区	仮設材（鋼材）	鋼製覆工板 形鋼、平鋼、鋼板類 土留鋼矢板、敷鉄板	秋田県	追加
資材名	規格	調達地域等																			
骨材等	砕石 再生砕石 山砂、岩ずり	秋田県横手地区																			
仮設材（鋼材）	鋼製覆工板 形鋼、平鋼、鋼板類 土留鋼矢板、敷鉄板	秋田県																			
資材名	規格	調達地域等																			
骨材等	砕石 再生砕石 山砂、岩ずり	秋田県横手地区																			
仮設材（鋼材）	鋼製覆工板 形鋼、平鋼、鋼板類 土留鋼矢板、敷鉄板	秋田県																			

対象	誤	正	備考								
<p>特記仕様書 4頁 6. 配置技術者について 6-2 配置技術者の要件</p>	<p>なお、現場代理人を本特記仕様書 6-1 「配置技術者の経験」の工事経験を有する配置技術者とする場合、現場代理人は建設業法の許可業種（土木工事業）に係る主任技術者の要件を満たさず者でなければならない。</p> <p>6-3 監理技術者の専任義務の緩和について</p> <p>(1) 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は、以下のすべての要件を満たさなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 契約書第10条第1項の規定に基づき監理技術者補佐を専任で配置すること。 2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。 3) 監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。 4) 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、当該工事を含め同時に2件（会社以外の他の機関が発注した工事を含む）までであること。 5) 特例監理技術者が兼務できる工事は、以下に示す市町村の範囲とする。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 対象範囲 秋田自動車道 北上西ICから横手ICを通過する各市町村及び隣接する市町村 6) 特例監理技術者は、本工事の施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。 7) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。 8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。 <p>(2) 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務及び監理技術者補佐の配置をする場合は、現場代理人等届及び次の内容が確認できる書類を提出するとともに、施工計画書等において特例監理技術者と監理技術者補佐の連絡体制について明示すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特例監理技術者が当該工事以外に兼務する工事名および工事内容 2) 管理技術者補佐の氏名、(1)・2)に規定する資格、(1)・3)に規定する入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証する書類、(1)・8)に規定する監理技術者補佐が担う業務等 <p>(3) 本工事において、特例監理技術者と監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなったときは適切に工事実績情報システム（コリンズ）への登録を行うこと。</p> <p>(4) 本工事において、特例監理技術者と監理技術者補佐の配置を行った場合は、配置期間において施工体制点検等の場を活用して(2)で提出された内容の確認を行う。</p> <p>6-4 現場代理人等の配置について 共通仕様書 1-7-3 「現場代理人等の配置」について、下記の通り変更するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="581 1535 1430 1661"> <thead> <tr> <th>令和4年7月版</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 入札前に競争参加資格確認資料または技術資料（以下「確認資料等」という。）を提出した工事における現場代理人、主任技</td> <td>(1) 入札前に競争参加資格確認資料又は技術資料（以下「確認資料等」という。）を提出した工事における現場代理人、主任技術</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">4</p>	令和4年7月版	変更後	(1) 入札前に競争参加資格確認資料または技術資料（以下「確認資料等」という。）を提出した工事における現場代理人、主任技	(1) 入札前に競争参加資格確認資料又は技術資料（以下「確認資料等」という。）を提出した工事における現場代理人、主任技術	<p>なお、現場代理人を本特記仕様書 6-1 「配置技術者の経験」の工事経験を有する配置技術者とする場合、現場代理人は建設業法の許可業種（土木工事業）に係る主任技術者の要件を満たさず者でなければならない。</p> <p>また、特定IVの場合は構成員毎に資格を有することとする。</p> <p>6-3 監理技術者の専任義務の緩和について</p> <p>(1) 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は、以下のすべての要件を満たさなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 契約書第10条第1項の規定に基づき監理技術者補佐を専任で配置すること。 2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。 3) 監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。 4) 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、当該工事を含め同時に2件（会社以外の他の機関が発注した工事を含む）までであること。 5) 特例監理技術者が兼務できる工事は、以下に示す市町村の範囲とする。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 対象範囲 秋田自動車道 北上西ICから横手ICを通過する各市町村及び隣接する市町村 6) 特例監理技術者は、本工事の施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。 7) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。 8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。 <p>(2) 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務及び監理技術者補佐の配置をする場合は、現場代理人等届及び次の内容が確認できる書類を提出するとともに、施工計画書等において特例監理技術者と監理技術者補佐の連絡体制について明示すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特例監理技術者が当該工事以外に兼務する工事名および工事内容 2) 管理技術者補佐の氏名、(1)・2)に規定する資格、(1)・3)に規定する入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証する書類、(1)・8)に規定する監理技術者補佐が担う業務等 <p>(3) 本工事において、特例監理技術者と監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなったときは適切に工事実績情報システム（コリンズ）への登録を行うこと。</p> <p>(4) 本工事において、特例監理技術者と監理技術者補佐の配置を行った場合は、配置期間において施工体制点検等の場を活用して(2)で提出された内容の確認を行う。</p> <p>6-4 現場代理人等の配置について 共通仕様書 1-7-3 「現場代理人等の配置」について、下記の通り変更するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1724 1587 2614 1692"> <thead> <tr> <th>令和4年7月版</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 入札前に競争参加資格確認資料または技術資料（以下「確認資料等」という。）を</td> <td>(1) 入札前に競争参加資格確認資料又は技術資料（以下「確認資料等」という。）を提</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">4</p>	令和4年7月版	変更後	(1) 入札前に競争参加資格確認資料または技術資料（以下「確認資料等」という。）を	(1) 入札前に競争参加資格確認資料又は技術資料（以下「確認資料等」という。）を提	<p>追加</p>
令和4年7月版	変更後										
(1) 入札前に競争参加資格確認資料または技術資料（以下「確認資料等」という。）を提出した工事における現場代理人、主任技	(1) 入札前に競争参加資格確認資料又は技術資料（以下「確認資料等」という。）を提出した工事における現場代理人、主任技術										
令和4年7月版	変更後										
(1) 入札前に競争参加資格確認資料または技術資料（以下「確認資料等」という。）を	(1) 入札前に競争参加資格確認資料又は技術資料（以下「確認資料等」という。）を提										

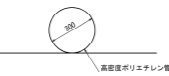
対象	誤	正	備考
特記仕様書 57頁 32. 補足事項 32-5 ICT土工の活用 について	<p>32-2 監督員詰所</p> <p>受注者は、着工後直ちに監督員に設置場所の確認を得た上での20㎡程度の監督員詰所を設置するものとする。これに要する費用は、関連する契約単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。</p> <p>32-3 工事記録の作成及び提出について</p> <p>(1) 共通仕様書1-51-2「工事記録情報」に規定する工事記録作成要領は、平成18年10月版とする。</p> <p>(2) 受注者は、工事記録収集システムへデータ入力完了後、「工事記録情報 完了届(様式-13)」をしゅん功届提出予定の2週間程度前までに監督員に提出し、その後入力データの照査を受け、監督員が発行する「工事記録情報 チェック結果票」にて照査の結果の通知を受けるものとする。</p> <p>(3) 工事記録収集システムに関する問合せは、東日本高速道路(株)東北支社に常駐する「保全情報管理員」とし、氏名等については別途監督員より通知する。</p> <p>32-4 緊急時の協力業務</p> <p>(1) 工事関係者が、高速道路上等を道路交通法の道路維持作業用自動車の指定を受けた車両で走行中などに、交通事故等の緊急事態に遭遇又は、落下物等を発見した場合は、自ら安全が確保でき、かつ可能な範囲で、下記に示す措置を行うものとする。</p> <p>1) 非常電話、無線などによる道路管制センターへの通報</p> <p>2) 発煙筒、旗、ラバコーン等による後続車両等への注意喚起</p> <p>3) 負傷者の救助、援助および落下物の車線からの排除</p> <p>(2) 本工事期間中に秋田管理事務所管内の秋田自動車道及び湯沢横手道路において、災害等が発生した場合は、監督員の指示に従い災害復旧に協力するものとする。これに要する費用については、別途、監督員と受注者で協議するものとする。</p> <p>32-5 ICT土工の活用について</p> <p>本工事は、国土交通省が推進するi-Constructionに基づき、生産性向上を図るため、受注者からICT土工に関する提案ができる工事である。</p> <p>受注者は、契約後、施工契約書の提出までに発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合にその施工を行うことができるものとする。</p> <p>なお、その施工に伴う費用については、発注者と受注者で協議して定めるものとする。</p> <p>32-6 遠隔立会</p> <p>本工事は、遠隔立会を行うものとする。</p> <p>遠隔立会とは、受注者、発注者双方で行う工事目的物の品質管理、出来形管理等に係る試験、検査等及びこれら試験、検査等における立会いを必要とする作業に関し、デジタル通信等技術を活用し遠隔地からの試験、検査等の立会い(以下、「遠隔立会」という。)の実施により、受注者、発注者相互の業務・作業の効率化を図ると共に、契約の適正な履行として施工履歴管理を目的とし、ウェブカ</p>	<p>32-2 監督員詰所</p> <p>受注者は、着工後直ちに監督員に設置場所の確認を得た上での20㎡程度の監督員詰所を設置するものとする。これに要する費用は、関連する契約単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。</p> <p>32-3 工事記録の作成及び提出について</p> <p>(1) 共通仕様書1-51-2「工事記録情報」に規定する工事記録作成要領は、平成18年10月版とする。</p> <p>(2) 受注者は、工事記録収集システムへデータ入力完了後、「工事記録情報 完了届(様式-13)」をしゅん功届提出予定の2週間程度前までに監督員に提出し、その後入力データの照査を受け、監督員が発行する「工事記録情報 チェック結果票」にて照査の結果の通知を受けるものとする。</p> <p>(3) 工事記録収集システムに関する問合せは、東日本高速道路(株)東北支社に常駐する「保全情報管理員」とし、氏名等については別途監督員より通知する。</p> <p>32-4 緊急時の協力業務</p> <p>(1) 工事関係者が、高速道路上等を道路交通法の道路維持作業用自動車の指定を受けた車両で走行中などに、交通事故等の緊急事態に遭遇又は、落下物等を発見した場合は、自ら安全が確保でき、かつ可能な範囲で、下記に示す措置を行うものとする。</p> <p>1) 非常電話、無線などによる道路管制センターへの通報</p> <p>2) 発煙筒、旗、ラバコーン等による後続車両等への注意喚起</p> <p>3) 負傷者の救助、援助および落下物の車線からの排除</p> <p>(2) 本工事期間中に秋田管理事務所管内の秋田自動車道及び湯沢横手道路において、災害等が発生した場合は、監督員の指示に従い災害復旧に協力するものとする。これに要する費用については、別途、監督員と受注者で協議するものとする。</p> <p>32-5 ICT土工の活用について</p> <p>本工事は、国土交通省が推進するi-Constructionに基づき、生産性向上を図るため、受注者からICT土工に関する提案ができる工事である。</p> <p>受注者は、契約後、施工計画書の提出までに発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合にその施工を行うことができるものとする。</p> <p>なお、その施工に伴う費用については、発注者と受注者で協議して定めるものとする。</p> <p>32-6 遠隔立会</p> <p>本工事は、遠隔立会を行うものとする。</p> <p>遠隔立会とは、受注者、発注者双方で行う工事目的物の品質管理、出来形管理等に係る試験、検査等及びこれら試験、検査等における立会いを必要とする作業に関し、デジタル通信等技術を活用し遠隔地からの試験、検査等の立会い(以下、「遠隔立会」という。)の実施により、受注者、発注者相互の業務・作業の効率化を図ると共に、契約の適正な履行として施工履歴管理を目的とし、ウェブカ</p>	訂正

用・排水溝詳細図(3)

13 / 36



Du-Pu φ300(A)(B)



数量表

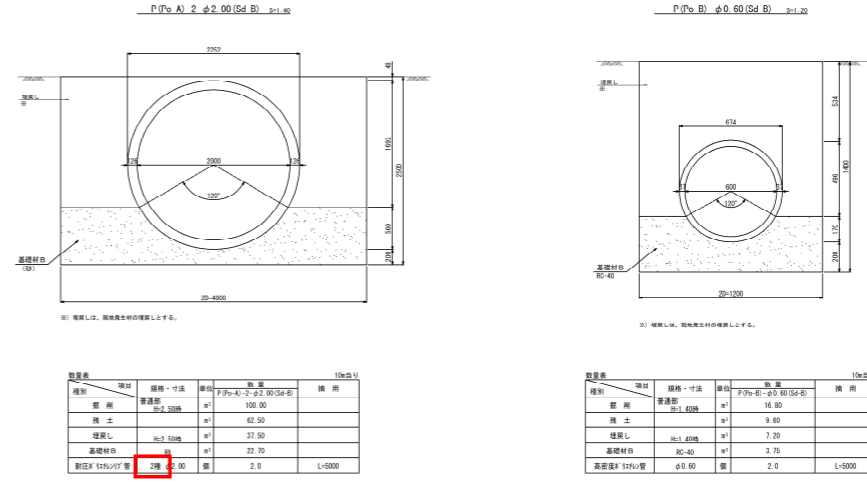
種別	項目	規格・寸法	単位	数量	換用
種別	Du-Pu φ300(A)	高強度P14FV管(埋戻し)	m	10.00	
	Du-Pu φ300(B)	高強度P14FV管(積土)	m	10.00	

数量表

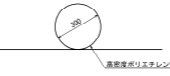
種別	項目	規格・寸法	単位	数量	換用
種別	Du-Pu φ300(A)	高強度P14FV管(埋戻し)	m	10.00	
	Du-Pu φ300(B)	高強度P14FV管(積土)	m	10.00	

用・排水溝詳細図(3)

13 / 36



Du-Pu φ300(A)(B)



数量表

種別	項目	規格・寸法	単位	数量	換用
種別	Du-Pu φ300(A)	高強度P14FV管(埋戻し)	m	10.00	
	Du-Pu φ300(B)	高強度P14FV管(積土)	m	10.00	

数量表

種別	項目	規格・寸法	単位	数量	換用
種別	Du-Pu φ300(A)	高強度P14FV管(埋戻し)	m	10.00	
	Du-Pu φ300(B)	高強度P14FV管(積土)	m	10.00	

対象
割掛対象表参考内訳書
2頁
共通仮設費
電力基本料金費

誤

割掛対象表参考内訳書

【共通仮設費】

割掛対象表の項目名称	工事の内容	数量内訳 (参考)	図面
工所用機械分解組立費 (土工・地盤改良工)	土工及び地盤改良工の施工に関する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。	・バックホウ 1.0㎡ 5台-1往復 ・湿地ブルドーザ 20t 9台-1往復 ・ブルドーザ 32t級 5台-1往復 ・リッパ付ブルドーザ 32t級 5台-1往復 ・クローラクレーン 50-55t吊 1台-1往復 ・深層混合処理機 2軸式 90kW×2 1台-1往復 運搬距離 98.7km(片道)	
工所用機械分解組立費 (トンネル工)	トンネル施工に関する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。	・自由断面トンネル掘進機 200KW級 1台-1往復 ・トンネル用機械-ドリルマシン 昇降式油圧 27-4150Kg 1台-1往復 ・トンネル用機械-コンクリート吹付機 6~22㎡/h級 1台-1往復 運搬距離 100.0km(片道)	
工所用機械分解組立費 (基礎杭)	基礎杭施工に関する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。	・オールケーシング掘削機 Φ1.200m 1台-1往復 ・クローラクレーン 60-65t吊 1台-1往復 ・油圧クラムシェル 0.4㎡ 1台-1往復 運搬距離 98.7km(片道)	
工所用機械分解組立費 (工所用仮橋橋工)	工所用仮橋橋工に関する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。	・クローラクレーン 75t吊 1台-1往復 ・クローラクレーン 120t吊 1台-1往復 運搬距離98.4km(片道)	
仮設材運搬費	仮設材等 (仮橋橋、鋼矢板、H形鋼、覆工板及び敷鉄板等) の運搬に要する費用をいう。	・運搬距離98.7km(片道)	
電力基本料金費	電力等の基本料に要する費用をいう。	・電力基本料金費-高圧A・総電力使用量 7.918kw・東北電力株式会社	
基準試験B	覆工コンクリートのトンネル施工管理要領に基づいて行う中流動繊維補強コンクリート配合決定のための基準試験に要する費用をいう。	・試し練り-1回 ・実機試験-1回	
地質調査等費	平板載荷試験に要する費用をいう。	田代沢橋 P1橋脚、A2橋台 ・平板載荷試験 1箇所 計 2箇所	
動態観測費 (器具・設置・観測)	越中畑盛土場の盛土部における計器の設置・撤去及び測定・とりまとめに要する費用をいう。	・沈下板設置-24箇所 ・沈下板測定-183回・箇所	○

正

割掛対象表参考内訳書

【共通仮設費】

割掛対象表の項目名称	工事の内容	数量内訳 (参考)	図面
工所用機械分解組立費 (土工・地盤改良工)	土工及び地盤改良工の施工に関する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。	・バックホウ 1.0㎡ 5台-1往復 ・湿地ブルドーザ 20t 9台-1往復 ・ブルドーザ 32t級 5台-1往復 ・リッパ付ブルドーザ 32t級 5台-1往復 ・クローラクレーン 50-55t吊 1台-1往復 ・深層混合処理機 2軸式 90kW×2 1台-1往復 運搬距離 98.7km(片道)	
工所用機械分解組立費 (トンネル工)	トンネル施工に関する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。	・自由断面トンネル掘進機 200KW級 1台-1往復 ・トンネル用機械-ドリルマシン 昇降式油圧 27-4150Kg 1台-1往復 ・トンネル用機械-コンクリート吹付機 6~22㎡/h級 1台-1往復 運搬距離 100.0km(片道)	
工所用機械分解組立費 (基礎杭)	基礎杭施工に関する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。	・オールケーシング掘削機 Φ1.200m 1台-1往復 ・クローラクレーン 60-65t吊 1台-1往復 ・油圧クラムシェル 0.4㎡ 1台-1往復 運搬距離 98.7km(片道)	
工所用機械分解組立費 (工所用仮橋橋工)	工所用仮橋橋工に関する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。	・クローラクレーン 75t吊 1台-1往復 ・クローラクレーン 120t吊 1台-1往復 運搬距離98.4km(片道)	
仮設材運搬費	仮設材等 (仮橋橋、鋼矢板、H形鋼、覆工板及び敷鉄板等) の運搬に要する費用をいう。	・運搬距離98.7km(片道)	
電力基本料金費	電力等の基本料に要する費用をいう。	・電力基本料金費-高圧A・総電力使用量 50.9万kwh・東北電力株式会社	
基準試験B	覆工コンクリートのトンネル施工管理要領に基づいて行う中流動繊維補強コンクリート配合決定のための基準試験に要する費用をいう。	・試し練り-1回 ・実機試験-1回	
地質調査等費	平板載荷試験に要する費用をいう。	田代沢橋 P1橋脚、A2橋台 ・平板載荷試験 1箇所 計 2箇所	
動態観測費 (器具・設置・観測)	越中畑盛土場の盛土部における計器の設置・撤去及び測定・とりまとめに要する費用をいう。	・沈下板設置-24箇所 ・沈下板測定-183回・箇所	○

備考

訂正